

令和8年度の的場公園におけるキッチンカー出店者募集要項

1. 目的

この要項は、的場公園（以下「公園」という。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食の提供をすることで、利用者の利便性の向上を図るとともに、多世代の利用及び交流の一翼を担うことにより、公園の魅力向上、利用促進に資することを目的とする

2. 概要

(1) 実施場所

的場海水浴場（竹原市港町五丁目）

(2) 出店可能日時等

出店可能日は、令和8年7月18日（土）から8月20日（木）までとする。

実施時間は、午前9時00分から午後17時00分まで

※準備及び撤収を含み、販売時間は事業者の裁量としますが、土日祝日及びお盆期間（令和8年8月13日（木）から16日（日）まで）の出店を希望する場合は、コアタイムとして11時から14時は必ず販売してください。（売り切れの場合を除く）

(3) 出店可能台数

出店可能台数は、1事業者あたり1台とし、占有できる面積は車両1台あたり10㎡以内とする。なお、出店位置は、別図によること。

(4) 出店形態

ア 保健所から竹原市でキッチンカーによる営業をすることができる許可を受けた自走式の移動販売車（キッチンカー）とする。

イ 販売品目は、**酒類を除く**飲食物とする。

ウ 出店するにあたり必要となる電気設備や水道設備等は、出店者自らの責任において準備すること。

(5) 特記事項

ア 公用や公共用に供するため又は、台風等荒天による危険を伴うと判断した際は出店を不可とする場合がある。

イ アにより生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。

3. 出店資格

出店に当たっての資格は次のとおりとする。

(1) キッチンカー出店の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスの提供に尽力できる者

- (2) キッチンカーを保有またはリースしている者（ただし、リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可証の名義が同一であること）
- (3) 出店者（法人の場合は法人）に国税及び市町税（個人の場合は住所地、法人の場合は事業所の所在地）の滞納がない者
- (4) 保健所から本市でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可証を有する者
- (5) 食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できる者
- (6) 生産物賠償責任保険（PL 保険等）に加入している者
- (7) 販売により発生するごみ（残飯類）を適切に処理し、販売後に、包装容器等のごみを回収できる者
- (8) 暴力団等反社会的勢力でない者
- (9) 次に掲げる欠格事由に該当してない者
 - ア 制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - イ 破産者であって復権していない者
 - ウ 拘禁刑（懲役又は禁固の刑）に処せられ、その執行が終わっていない者
 - エ 拘禁刑（懲役又は禁固の刑）に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
 - カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - キ 申請時において、食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
 - ク 銀行取引停止処分を受けている者
- (10) その他、本市が指示する遵守事項を遵守できる者

4. 出店手続き等

(1) 出店申請

出店申請をしようとする者は、的場海水浴場移動式販売車出店申込書（様式 1）、的場海水浴場移動式販売車出店計画書（様式 2）に次の書類を添えて、竹原市都市整備課へ提出する。

- ア 本市でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可証の写し
- イ 食品衛生責任者等の資格証明書の写し
- ウ 生産物賠償責任保険（PL 保険等）の加入が証明できる書類の写し
- エ 車検証の写し又はリース契約書の写し
- オ 開店状態の販売車両写真画像（前面からの写真でナンバープレートの番号が確認できる写真、側面からの写真及び後方からの写真に寸法を記入したもの）
- カ 自動車保険証券の写し（任意保険）
- キ 誓約書（様式 3）
- ク 法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は顔写真のついた身分証明書等の写

シ（運転免許証の写し等）

ケ 国税及び市町税（個人の場合は住所地、法人の場合は事業所の所在地）の滞納がないことを証明できるものの写し（納税証明書）

（2）申請受付期間等

申請時の受付期間は次のとおり。申請書類の提出は持参、郵送又は電子メールとする。提出ができるのは開庁時間とする。いずれも期間最終日の午後5時必着とする。

※電子メールで申請の場合は、電話で届いているか確認を行うこと。

ア 申請期間

令和8年6月1日（月）～6月12日（金）

イ 提出先

〒725-8666

竹原市中央五丁目6番28号

竹原市役所 都市整備課 都市計画係

電話：(0846) 22-7749

e-mail：toshi@city.takehara.lg.jp

（3）募集区画

募集区画は、3区画とする。（※別紙参照）

（4）出店者の決定

ア 出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じた出店許可の調整を行う。（※重複した場合は竹原市内業者を優先する。）

イ 調整結果は、申請書を提出した出店者に対し、通知する。

ウ 出店許可書と出店料納付書は、別途郵送する。

エ 出店者決定後に、都市公園内制限行為許可申請書、都市公園占用許可申請書（竹原市都市公園設置及び管理条例施行規則様式1-1号（1）、5-1号（1））を竹原市都市整備課へ提出する。

（5）出店料

出店料は、1区画1日あたり200円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

当該料金の支払いは、出店料納付書が届いた日から7日以内とし、これがない場合は許可を取り消す。

5. 注意事項

出店者は、次の注意事項を遵守するとともに、公園利用者の満足度向上に努めること。

（1）食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すること。

（2）営業する車には保健所から交付を受けた営業許可証と本市の発行した出店許可証を明示する

こと。

- (3) 店の意匠や販売員の服装が公園の景観と著しく不調和でないこと。
- (4) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車近くの見えやすい場所に設置し、排出されたごみや汚水は持ち帰った上で適切に処分すること。
- (5) 出店者は、出店終了後、出店箇所周辺にごみが散乱していないかを確認し、ごみを回収するなど公園の美化に努める。
- (6) タイヤ止めを必ず設置し、場内の車止めは一時的な撤去に留め、車両停車後は元の状態に戻すなど安全管理に努めること。
- (7) 公園利用者の往来の妨げにならないように十分配慮すること。
- (8) 拡声器を用いて、呼び込みやPRをしてはならない。
- (9) 出店中は、BGM等の使用はしてはならない。
- (10) のぼり、看板等の設置・掲示において、安全管理に努めること。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応する。なお、発生したトラブル等については、その内容を本市に速やかに報告すること。
- (12) 雨天時等の出店判断は、出店者自ら行い、中止の際は電話等により市役所へ連絡すること。なお、出店者判断により中止した場合の出店料は還付しない。
- (13) 公用や公共用に供するため又は、台風等荒天による危険を伴うと判断した場合は、本市の判断により出店中止させる場合がある。この場合は、出店料を還付する。

6. 出店の取消し

出店を許可された場合であっても、次に該当したときは、許可を取り消す。

- (1) 事業者登録資格に虚偽の申告があった場合
- (2) 事業者登録資格に適合しなくなった場合
- (3) 出店業務を第三者に委託し出店させた場合又は委託を受け出店した場合
- (4) 販売した商品により来訪者に事故（食中毒）等が発生した場合
- (5) 来訪者とのトラブルが度々発生した場合
- (6) 本市が出店を不適切と認めたとき。

7. 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、公園施設を原状に回復すること。あわせて事故報告書（様式4）を提出すること。
- (2) 出店者は、出店場所の使用にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において解決すること。
- (3) 移動販売の実施にあたり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、本市はその責めを負わない。